

議案第6号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年5月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

郵便局株式会社と関豊簡易郵便局受託者との間の郵便窓口業務等再委託契約が解除されたことにより、同受託者が関豊連絡所に関する業務を行うことができなくなったため、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めようとするものである。

専決第3号

専決処分書

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成21年3月31日

富津市長 佐久間 清 治

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）
の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第3項を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。